

## [事案 24-157] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 6 月 26 日 和解成立

### <事案の概要>

契約時、募集人から虚偽の説明を受けたとして、契約の取消しおよび既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 13 年 11 月に契約した医療保険について、下記の理由により、契約の取消し、および既払込保険料を返してほしい。

- (1) 申込みの際、募集人から「契約後、7、8 年で解約すれば、17、8 万円の解約返戻金の支払いを受けることができる」との虚偽の説明を受けた。
- (2) また、10 年間入院等の給付がなく満期を迎えた場合には、解約返戻金と無事故給付金との両方の給付を受けることができると誤信していた。

### <保険会社の主張>

募集人に確認したところ、募集の際、申立人の主張するような説明は一切行っていないとのことである。また、申立人は契約 7、8 年でピークとの認識であったとの申出にもかかわらず、保険期間満了まで保険契約を継続してから解約している。よって、募集行為に瑕疵はないため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、下記のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### (1) 申立人の主張の法的整理

申立人の請求を、①募集人から、契約後、7、8 年で解約すれば、17、8 万円の解約返戻金の支払いを受けることができるとの虚偽の説明を受けたことを理由とする詐欺による取消（民法 96 条 1 項）（請求 1）、②10 年間入院等の給付がなく満期を迎えた場合には、解約返戻金と無事故給付金との両方の給付を受けることができると誤信していたことを理由とする要素の錯誤（民法 95 条本文）による無効（請求 2）を主張するものと解し、判断する。

#### (2) 請求 1 について

- ① 申立人から提出された保険証券には、7 年経過時の解約返戻金の額が 3 万 1,850 円と記載されており、これは、契約のしおり・約款に記載されている「返戻金例表」にもとづくものである。このように保険証券の記載や契約のしおり・約款に記載されている「返戻金例表」と異なる説明を、募集人があえて行うということは、経験則上、考えにくい。
- ② また、申立人から提出された、申立人と募集人との間のやり取りを録音した DVD を聞いてみたが、募集人が虚偽の説明をしたことを自認する発言は確認することはできなかった。

#### (3) 請求 2 について

満期時に、解約返戻金が支払われる余地がないことは当然のことで（解約返戻金は満期

前に保険契約を解約した時に支払われるもの)、申立契約には満期保険金がないことは、パンフレット、契約のしおり・約款から明らかである。仮に申立人が主張するような錯誤に陥っていたとしても、申立人には重大な過失があったといわざるを得ない。

- (4) かしながら、募集人の本商品についての知識が確実なものではなく、申立人に誤解を与えた可能性も払拭することができない。受電記録によれば、募集人は、平成 23 年 11 月に、自らコールセンターに電話をして、満期時における解約返戻金と無事故給付金との関係について問い合わせているが、その内容は、保険の専門家である募集人が問い合わせるような事柄ではなく、募集人の本商品についての知識が確実ではなかった疑いを生じさせる。